

仙台市障害者保健福祉計画

(令和6～11年度)

仙台市障害福祉計画（第7期）

仙台市障害児福祉計画（第3期）

(令和6～8年度)

【概要版】

令和6年3月

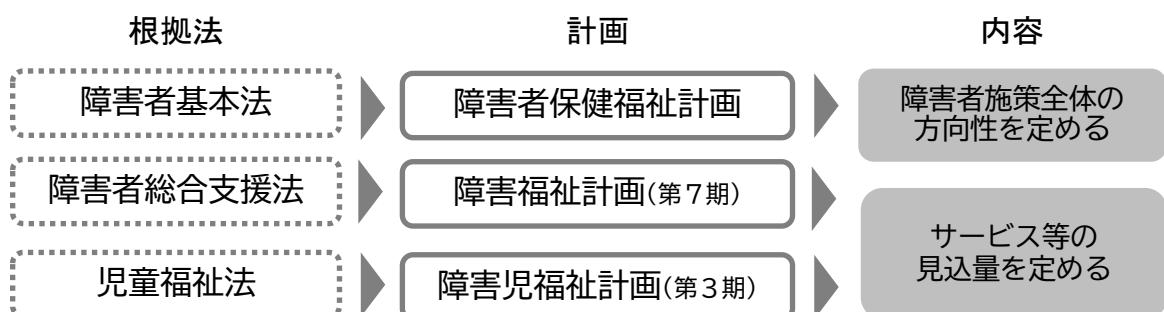
仙台市

第1章 計画策定の概要

○ 趣旨

本市では、平成30年3月に「仙台市障害者保健福祉計画」及び「仙台市障害福祉計画（第5期）」、「仙台市障害児福祉計画（第1期）」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。令和2年12月には障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、令和3年3月に「仙台市障害福祉計画（第6期）」、「仙台市障害児福祉計画（第2期）」を策定し、更なる施策を展開してきました。これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正の動きなどを踏まえて、新たに本計画を策定します。

○ 位置づけ

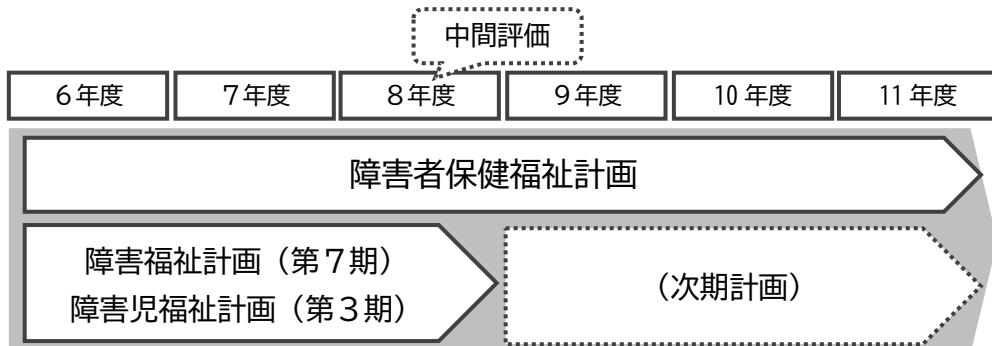


○ 対象

本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。

○ 計画期間

障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として、障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。



第2章 障害のある方を取り巻く現状

○ 障害者権利条約の批准

日本は、平成19年に本条約に署名してから平成26年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。特に「障害者差別解消法（平成28年施行）」は、障害者基本法の基本原則「差別の禁止」を具体化する法律として、行政機関や事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱い」を禁じ、「合理的配慮の提供」を求めるなど、同法の施行により、障害のある方の権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

また、令和4年の国際連合の障害者権利委員会に対する、障害者権利条約の第1回日本政府報告においては、「障害のある方の権利促進のための立法措置」等について高く評価された一方、「あらゆる活動分野において、全ての障害のある方への合理的配慮の提供を確保するための措置を講じる事」等の懸念及び勧告も示されており、今後更なる取り組みが必要となります。

○ 障害理解・差別解消

障害者差別解消法の改正を受け、令和5年10月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」も改正し、独自項目として障害理解教育の推進などを追加し、市民や事業者の障害理解を更に促進する取り組みを行っています。

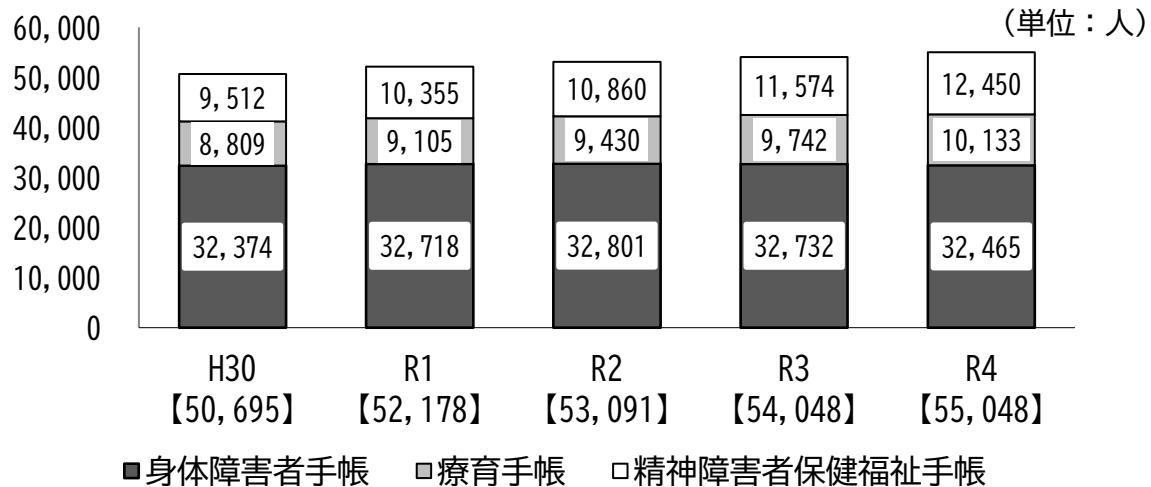
○ 障害のある子どもへの支援

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児への支援は国や地方公共団体の責務となり、社会全体で医療的ケア児とその家族への更なる支援が求められています。

令和5年4月には、「こども基本法」の施行、こども家庭庁の設置により、子どもや若者に関する施策を総合的に推進していく基盤整備が図られ、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが重要となっています。

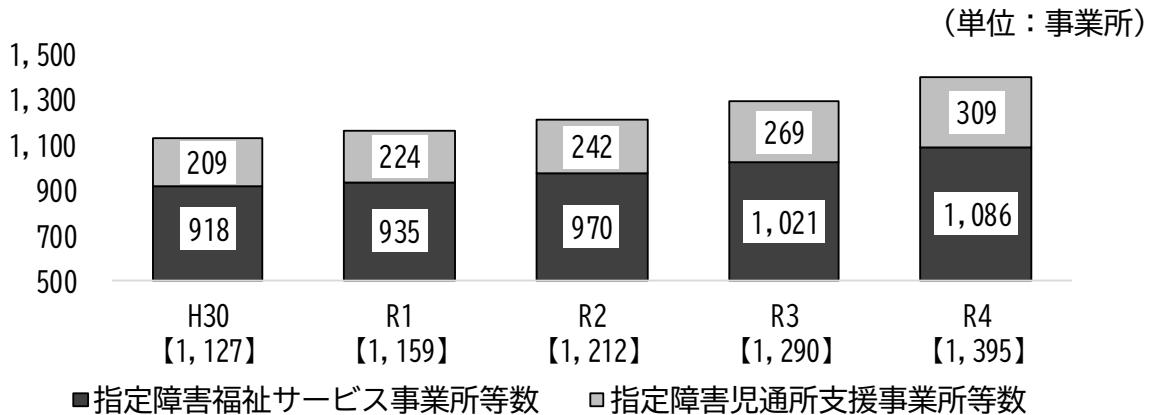
○ 本市の現状：障害者手帳所持者数

近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。



○本市の現状：指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数

平成 30 年度から令和 4 年度にかけて、総事業所数は 268 事業所増加しています。



第3章 計画の方向性

理念

共生のまち・共生する社会

仙台市基本計画の目指すべき都市像として掲げられる「共生のまち」、障害者基本法の目指すべき社会像として掲げられる「共生する社会」を理念とします。

基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

障害のある方が自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが大切であり、様々な社会的障壁をなくしていくため、理念の実現の根底にある障害理解の浸透を念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進め、多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちをともにつくることを目指します。

基本方針

1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

5 安心して暮らせる生活環境の整備

○重点取組、成果指標¹

(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化 ・ パラスポーツによる障害理解の促進 ・ 文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進

成果指標	基準値 ²	目標値 ³
障害のある方への理解が深まってきたと回答した割合	52.1%	基準値比増
障害理解センター事業における障害理解センター養成研修実施回数	32回	50回
パラスポーツにかかるイベント等の開催回数	49回	70回
Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAIの入場者数 (令和5年度)	3,811人	4,300人

(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達特性や環境に応じた就学前療育支援システムや発達障害児の支援体制づくり ・ インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・保健・医療・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み ・ 放課後等デイサービスにおける重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進
------	---

成果指標	基準値	目標値
障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	2.31	基準値比増
児童発達支援センターによる相談支援回数	2,272回	3,750回
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	1,435回	2,600回
保育所等訪問支援事業所による支援回数	170回	672回
アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級)	5校	42校
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	14箇所	32箇所

1 成果指標は、令和4年度又は令和5年度の事業実績や調査結果を基準値として目標値を定め、先頭は基本方針に係るアウトカム指標、その他は重点取組に係るアウトプット指標とする。

2 基準値については、特に記載がない場合は、令和4年度における基準値を記載

3 目標値については、令和11年度の目標値を記載

(3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

重点取組	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の取組推進 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの取組推進 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等に対応した短期入所事業所における受け入れ促進やグループホームの整備促進 視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じたＩＣＴ機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施

成果指標	基準値	目標値
障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	2.48	基準値比増
地域生活支援拠点における基幹相談支援センター等とのケース検討回数	17回	17回
基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組件数	79回	80回
共同生活援助（グループホーム）の利用者数／月	1,352人	2,487人
短期入所事業所（医療型）の利用者数／月	28人	52人
視覚障害者支援センターにおけるＩＣＴ機器等利用に関する相談者数	276人	345人

(4) 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

重点取組	<ul style="list-style-type: none"> 企業等に対する更なる障害者雇用への理解促進及び環境調整の支援 就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化 ふれあい製品の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある福祉的就労の充実 文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進

成果指標	基準値	目標値
障害のある方・家族の希望に応じた社会参加や就労に向けた取り組みへの評価度	2.55 (令和5年度)	基準値比増
障害者雇用促進セミナーの開催回数	3回	4回
就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数	2回	4回
ふれあい製品フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数	14回	20回
障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取組回数	3回	4回
パラスポーツ教室開催回数	6回	6回

(5) 安心して暮らせる生活環境の整備

重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備 ・ 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等のより手厚い支援が必要な障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備 ・ 人工呼吸器装着児者をはじめとする特別な備えが必要な障害のある方の災害時個別計画作成の推進 ・ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援 ・ 障害福祉事業関連事務の効率化

成果指標	基準値	目標値
障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みへの評価度	2.66 (令和5年度)	基準値比増
(仮称) 青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況	基本設計 の着手	運営
生活介護事業所の定員数	1,338 人	1,716 人
災害時個別計画の新規作成件数	16 件	20 件
事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数	1回	2回
障害福祉事務センターの運営	業務分析 の着手	運営

第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

○成果目標

国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定します。

主な成果目標

項目	前期実績 (R 4)	今期目標 (R 8)
施設入所者の地域生活への移行者数	累計 8 人 ⁴	累計 32 人 ⁵
地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】 上段：基幹相談支援センター等とのケース検討回数 下段：運用状況の検証・検討回数	17 回 1 回	17 回 1 回
強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】 上段：人材育成研修開催回数 下段：施設コンサルテーション実施回数	18 回 (159 名) ⁶ 31 回	6 回 (90 名) 33 回
福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計）	344 人	426 人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】	55.6%	60.0%
就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】 上段：就労定着率7割以上の事業所の割合 下段：協議会（就労支援部会）等の設置	8.7% 運営	25.0%
障害児の地域支援体制の構築【新設】 児童発達支援センターによる相談支援回数	2,272 回	3,000 回
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】 保育所等訪問支援事業所による支援回数	170 回	528 回
障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】	運営	
相談支援体制の充実・強化等 上段：合同事例検討会開催回数 下段：地域の相談機関との連携強化の取組件数	5 回 79 回	5 回 80 回
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】	運営	1 回

4 令和3年度および令和4年度の実績を計上

5 令和6年度から令和8年度の目標値合計を計上

6 令和4年度は単年度の取り組みとして、新設の生活介護事業所等に集中的に訪問支援を行ったため、一時的に実績が増加

○活動指標に係る見込量の推計の考え方、見込量

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。国の基本方針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量を算出します。

主な見込量

(単位:利用者数/月)

サービスの種類	前期実績		今期見込量		
	R 3	R 4	R 6	R 7	R 8
居宅介護	1,599	1,608	1,692	1,736	1,781
重度訪問介護	61	56	62	65	68
同行援護	214	222	223	223	223
行動援護	10	11	12	13	13
生活介護	1,896	1,897	2,050	2,070	2,090
自立訓練（機能訓練）	28	30	30	30	30
就労選択支援【新設】	-	-	-	39	117
自立訓練（生活訓練）	159	166	176	176	176
就労移行支援	439	442	448	451	454
就労継続支援A型	497	606	720	777	834
就労継続支援B型	2,651	2,879	3,273	3,470	3,667
就労定着支援	210	252	273	285	297
療養介護	130	127	137	142	147
短期入所（福祉型、医療型）	377	488	571	617	667
自立生活援助	7	4	7	8	9
共同生活援助	1,236	1,352	1,609	1,756	1,915
施設入所支援	531	524	524	524	524
計画相談支援	1,436	1,506	1,671	1,854	2,057
地域移行支援	1.8	1.8	3.0	4.0	5.0
地域定着支援	6.5	9.4	13.0	18.0	25.0
児童発達支援	766	865	1,085	1,215	1,361
放課後等デイサービス	2,141	2,436	2,948	3,242	3,567
保育所等訪問支援	0	13	18	20	22
居宅訪問型児童発達支援	4	7	7	7	7
障害児相談支援	244	266	300	339	383

第5章 計画の推進

子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進します。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施します。

○ 計画の普及・啓発

本市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、本市の障害者施策の考え方や内容について、広く市民に周知します。また、点字版、テキスト版、デイジー版、音声版、拡大版、計画の大切なところをわかりやすく説明する版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実します。

○ 計画の達成状況の点検及び評価

成果指標、計画関連事業、成果目標及び見込量については、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施します。

また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行い、今期計画期間中の実績や、法改正など社会環境の変化に伴う見直しを実施します。



仙台市障害理解促進キャラクター

「ココロン」

令和6年3月

編集・発行／仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話番号 022-214-8163

FAX 022-223-3573

E-mail fuk005330@city.sendai.jp